

●山形県における屋外広告物の安全点検有資格者

資格	建植広告		壁面利用広告		屋上利用広告		袖看板	
	特殊装置が無い物	うち特殊装置広告	特殊装置が無い物	うち特殊装置広告	特殊装置が無い物	うち特殊装置広告	特殊装置が無い物	うち特殊装置広告
<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告士 ・知事指定の屋外広告物の点検に関する研修の修了者（※） 	○	○	○	○	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・一級建築士かつ◆ ・二級建築士かつ◆ ・一級建築施工管理技士かつ◆ 	○	×	○	×	○	×	×	×
<ul style="list-style-type: none"> ・第一種電気工事士かつ◆ ・第二種電気工事士かつ◆ 	×	×	×	×	×	×	○	×
<ul style="list-style-type: none"> ・特種電気工事資格者かつ◆ 	×	○	×	○	×	○	○	○

「特殊装置」とは、広告物に使用する照明装置で、ネオン管を使用したネオンサイン、光源の点滅する電飾装置、電光掲示板及び映像広告等のこと。

※ 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会（通称、日広連）が開催する屋外広告物点検技能講習会（講習のスケジュールは日広連のホームページから「屋外広告物点検技能講習」で確認出来ます。）

◆ 上記資格を有し、なおかつ自治体（山形県以外も可）が開催する屋外広告物講習会を修了していること（山形県では屋外広告物講習会を年1回秋ごろに開催しています。詳細は山形県のホームページから確認出来ます。）